（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第百四十七条の四　中間申告書を提出した外国法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号（確定申告）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　中間申告書を提出した外国法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3　第百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

4　第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第五章を同編第六章とし、第百四十六条の次に次の一章を加える。

第五章　恒久的施設に係る取引に係る文書化

第百四十六条の二　恒久的施設を有する外国法人は、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該外国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2　恒久的施設を有する外国法人は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該外国法人の第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第百四十九条第一項中「第百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第百四十一条第四号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同条第二項中「該当する」を「である」に改める。

第百五十条の二第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第百五十条の二第一項中「取引を」を「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を」に改める。

第百五十九条第一項中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」及び「（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「若しくは第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額若しくは第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に、「又は第百四十五条第一項」を「又は第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改め、同条第三項中「第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条（」を「、第八十九条（」に、「）の規定」を「）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定」に改め、「（第百四十四条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額又は第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に改める。

第百六十条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条」を「、第八十九条」に、「）の規定」を「）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定」に改める。

第百六十二条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十八条」を「、第八十八条」に、「申告書（」を「申告書又は第百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第百四十四条の三第二項の規定による申告書で第百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（」に改める。

別表第二高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

広域的運営推進機関	電気事業法

第四条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　恒久的施設　法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第六条第二号を次のように改める。

二　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人　次に掲げる外国法人の区分に応じ次に定める金額

イ　恒久的施設を有する外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得（法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。）に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額の合計額（附帯税の額を除く。）

(1)　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2)　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

ロ　恒久的施設を有しない外国法人　当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）